令和８年度（２０２６年度）「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」伴走支援及び学習プログラム実施業務委託仕様書

１　委託業務名

令和８年度（２０２６年度）「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」伴走支援及び学習プログラム実施業務

２　目的

本県では、令和８年２月１３日、国において策定・公表された、『高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～』（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、教育内容の抜本的改革及び環境整備を一体的に牽引する改革先導拠点として県立熊本高等学校（以下「改革先導拠点」という。）を選定し、協力校１１校と共に「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る教育改革事業」（以下「教育改革事業」という。）を３カ年計画で実施する。

具体的には、地方小規模校における「多様な教科・科目の維持」、「教員配置の制約による専門外指導」及び「探究活動における外部連携リソース等の地域間格差」といった課題の解決を図るため、改革先導拠点から地方の協力校への遠隔授業配信体制を確立し、地理的制約を超えた最適な学びの機会を提供する。さらに、本取組を通じて構築される遠隔教育・探究ネットワーク「くまもとネットワーク」を活用し、改革先導拠点と協力校が協働した探究活動を展開することで、地域に新しい価値をもたらす「ローカル・イノベーター」を県内全域において育成・輩出する。

本業務は、教育改革事業の３カ年計画の初年度として、事業の円滑な推進に向けた全体伴走支援（遠隔教育（遠隔授業に係る機器の配備を除く）及び探究活動に係る進行管理、効果測定、広報、ネットワーク構築等）並びに探究活動の深化に係る高校生向けデジタル学習プログラムの企画、運営及び大学生メンターの育成、配置等を一元的に実施し、次年度以降の取組の発展に向けた基盤を構築するものであり、「くまもとネットワーク」を通じて熊本県内の多様な学びを提供していくための土台作りを行い、本県の教育改革モデルの確立に資することを目指す。

３　契約期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月３１日（水）まで

４　業務内容

業務の内容は、グランドデザインはもとより、別添１「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に係る事業概要」に沿ったものとし、次の（１）～（６）のとおりとする。

（１）実施スケジュールの確定及び業務計画書の作成

ア　受託者は、具体的な実施内容を企画・検討し、（２）～（６）に係る実施スケジュール及び業務計画を県と協議した上で確定し、業務計画書を作成して県の了承を得るものとする。受託者は、了承された業務計画に従い、各業務を実施すること。

イ　（３）及び（４）に係る内容の企画にあたっては、各内容に関連性を持たせることにより、「デジタルスキルの習得」、「仲間とのコミュニティ形成」及び「成果の発信」という生徒の学びの発展性を意識した一体的な設計となるよう提案すること。

（２）事業全体の運営管理（遠隔授業に係る機器の配備を除く）

ア　事業全体マネジメント

（ア）教育改革事業全体に係る品質・進捗・連携を総括的に管理し、各業務が計画どおり円滑に実施されるよう、事業全体のプロジェクトマネジメントを行うこと。

（イ）各業務が相互に連携し一体的かつ効果的に推進されるよう、教育改革事業全体の企画、運営、調整、進捗管理及び品質管理を一元的に実施すること。

（ウ）受託者は、本事業の進捗状況を適時に把握し、事業目的の円滑な達成を図るため、改革先導拠点及び協力校に対する個別ヒアリングや助言等を行い、本事業の推進及び実行を支援すること。

（エ）県、改革先導拠点、協力校、連携大学、地域企業等との多様な関係者間の調整を円滑に行い、教育改革事業の目標及び改革目標（KPI）の達成に資する運営体制を構築すること。

（オ）本業務実施に必要な体制構築と要員配置を行った上で業務を遂行し、業務遂行に必要な体制図を作成すること。

イ　各業務の企画及び運営管理

（ア）各業務の年間実施計画（スケジュール・内容・担当・予算等）を策定し、計画に基づく進捗管理を行うこと。

（イ）改革先導拠点及び協力校の担当教員と定期的に連絡及び調整を行い、各学習プログラムへの参加促進、日程調整及び教育課程との接続に係る支援を行うこと。

（ウ）改革先導拠点及び協力校の教員同士が、探究学習に関する情報交換を活発に行うことができる仕組みを構築すること。

（エ）改革先導拠点及び協力校間で探究学習の成果が共有され、各学校の探究学習の質が向上する体制及び仕組みとし、教員の負担を可能な限り抑えた設計とすること。

（オ）大学生メンターを供給する大学、連携企業及び団体等との連絡、調整及び契約管理等を行うこと。

（カ）県と協議の上、各学習プログラムの講師、大学生メンター及び連携先のリクルーティングを行うこと。

（キ）各学習プログラムの実施に係る会場の選定、設営及び機材手配（パソコン、ネットワーク環境及び開発ツール環境を含む）を行うこと。

（ク）各学習プログラム実施上のリスク（参加者不足、講師及びメンターの確保困難、機材トラブル等）を事前に想定し、対応策を策定・実施すること。

（ケ）改革先導拠点と協力校とがネットワークを構築し、情報交換を行えるよう支援すること。

ウ　改革目標（KPI）設定、測定及び分析

（ア）検証指標（改革目標（KPI））の測定及び提案

教育改革事業に掲げる既存の全指標（別添２参照）の測定及び各種効果検証（アンケート調査等）を実施すること。また、別添２に示す既存の指標に加え、教育改革事業を推進するための新たな改革目標（KPI）についても、県と協議の上、受託者が専門的知見に基づいて提案すること。

（イ）調査の実施及びデータ分析及び報告

設定した全ての指標について、取得項目の設計、オンライン調査フォーム等の作成及び運用、回収状況の進捗管理、一次集計及びデータ分析、結果の取りまとめ及び県への報告までを一括して受託者が行うこと。

（ウ）データ収集手法

データ収集にあたっては、受託者は県及び学校の負担を最小限に抑える手法を提案・構築すること。なお、県及び各学校の役割は、受託者が準備した調査フォームの周知及び対象者への回答の呼びかけのみとする。

（エ）分析結果の活用

分析結果は教育改革事業の PDCA サイクルへの反映に資する形式・内容で取りまとめ、県へ報告すること。

エ　教員と連携した事業推進

（ア）教員向けの情報共有会や振り返り会の開催、各プログラムの設計段階からの教員意見の反映、教員がファシリテーターとしてプログラムに関わる機会の創出等により、受託者、関係校及び県が三位一体となって教育改革事業を推進する体制を構築すること。

（イ）各学習プログラムの実施現場を教員が随時見学できるよう開放し、その運営及び案内を行うこと。

オ　広報業務

県で取り組んでいる教育改革事業の内容を外部へ発信する業務を行うこと。他県事例等を参考にしつつ、本事業の取り組みの意義及び成果を積極的に情報発信すること（ウェブサイト、SNS、プレスリリース等を活用）。

カ　県への定例報告

対面又はオンラインにより、月１回程度の定例報告会（又は報告書提出）を通じて、進捗状況、課題及び改善策を県と共有すること。また、定例会の進行、資料作成支援、議事録の作成を行うこと。

キ　年度末総括報告書の作成及び提出

各学習プログラムの実施結果、参加者数、実施体制及び次年度への改善提案等、取り組み全般を取りまとめた年度末総括報告書を県に提出すること。

（３）デジタル学習プログラムの実施

ア　AI 講座

生成 AI のクリエイティブな活用法を習得させることを目的に、AI を用いた問題解決、表現及び創造に係る実践的な講座を実施する。本講座はデジタル学習の入口として、より多くの高校生がデジタルや AI 領域に興味を持つ間口を広げる役割を担う。

【実施概要】

実施形態	オンライン開催（Web 会議ツールを使用）
対象	熊本県立高校の生徒
参加人数	40 名
実施時数	2.5 時間／回×3 回（計 7.5 時間、3 週にわたって実施）
日程	県と協議の上決定する。

（ア）対象

熊本県立高校の生徒（学内公募により選定）　定員４０名

（イ）業務内容

a　概要

生成 AI の基礎（仕組み、特性及びプロンプト設計等）に関する講義及びケースワークを通じて、実践的な活用スキルを習得させる。あわせて、AI 活用に伴うリスク（著作権、個人情報及びフェイク情報等）について理解させるとともに、翌年度以降実施予定であるデータサイエンス講座や課題解決型学習等の上位プログラムへの参加意欲を醸成すること。

b　要件

(a) 講座は１回２．５時間程度とし、全３回実施すること。講義とワークを組み合わせた構成とし、参加者が主体的に学べる内容とすること。

(b) 参加者を１０名程度のグループに分け、各グループにデジタルスキル及びファシリテーションスキルを有する大学生（以下「メンター」という。）がサポートに入る体制を整えること（参加者１０名につき１名程度のメンターを配置すること）。

(c) 受託者は、参加するメンターについて、本講座に必要なスキルを獲得していることを、県に対して証明すること。証明の方法は、事前の研修実施の証明や同様の講座でのサポート経験を複数有していること等によること。

(d) 実施はオンライン開催とし、参加者の学習環境を整えた上で実施すること。

(e) 参加者が AI 講座で使用するパソコンについては、学習できる環境を整えた上で受講生に貸出を行うこと（受講生が所有するパソコンの使用を認めるものとすること）。また、モバイルルーター等は受託者で準備すること。これらの費用も契約額に含めるものとする。

(f) 参加者の体験前後における効果測定として、「講座満足度アンケート」及び「課題解決実感度（改革目標（KPI））」の双方を実施し、教育改革事業に係る改革目標（KPI）に沿った効果検証を行い、県へ報告すること。

(g) 翌年度以降実施予定であるデータサイエンス講座や課題解決型学習等の上位プログラムへの参加を促すための情報提供及び案内の機会を設けること。
(h) 参加者の募集・集約及びその後の各種連絡調整は受託者が行うこととし、開催案内については県が行う。
(i) 講座実施の準備、参加者受付、カリキュラムの実施は受託者が行うこと。また、当日はメンターによるサポート体制を整えること。
(j) 講座実施当日に参加者等から緊急連絡を受けることができる体制を整備しておくこと。
(k) 講座内容の記録のため、スクリーンショット等の記録を行うこと。記録データは、県の要請に応じて提出すること。

イ　デジタルプロダクト制作講座

デジタルでのものづくりの楽しさを体感し、仲間との絆を深める合宿型プログラムを実施する。高校生が気軽に参加できるとともに、翌年度以降実施予定であるデータサイエンス講座や課題解決型学習等の上位プログラムへの参加を促すプログラム設計とする。

【実施概要】

実施形態	対面開催・合宿形式（8 時間/日×3 日程度）
対象	熊本県立高校の生徒
参加人数	40 名
場所	熊本県内の宿泊施設（ホテル等）（県と協議の上決定）
日程	県と協議の上決定する。

（ア）対象

熊本県立高校の生徒（学内公募により選定）　定員４０名

（イ）業務内容

a　概要

生成 AI や各種デジタルツールを活用して自らプロダクト（アプリ・ゲーム・Web・映像等）を企画・制作する体験を、合宿形式で行うワークショップを実施すること。対面で実施することでチームビルディングにも資する内容とすること。

b　要件

(a) 研修は、休業日（冬季休業日、春季休業日又は土日祝日）に合宿形式（対面）で実施し、１日８時間×３日程度（計２４時間程度）とすること。実施日については、県と協議の上決定すること。
(b) プロダクト選択、企画、制作（実装）及び成果発表という流れを３日間で完結させること。参加者全員が発表できる完成物を制作できるプログラムとすること。
(c) 生成 AI やノーコード・ローコードツール等を活用し、プログラミング未経験者でも完成物を制作できる指導体制及び教材を整備すること。

(d) 参加者を５～６名程度のグループに分け、各グループにデジタルスキル及びファシリテーションスキルを有する大学生メンターがサポートに入る体制を整えること。
(e) 会場は熊本県内の宿泊施設（ホテル等）とし、宿泊、食事及び制作環境（パソコン・ネットワーク・電源等）が確保できる施設とすること。青年の家等の社会教育施設ではなく、ホテル等の一般宿泊施設を選定することとし、会場は県と協議の上決定すること。会場借上に係る費用についても契約額に含めるものとする。
(f) 参加者がワークショップで使用するパソコンについては、学習できる環境を整えた上で受講生に貸出を行うこと（受講生が所有するパソコンの持ち込みを認めるものとすること）。また、会場備え付けのネットワーク環境の利用に加え、無線 LAN ルーター等の機器やバックアップのモバイルルーター等は受託者で準備すること。これらの費用も契約額に含めるものとする。
(g) 参加者の体験前後における効果測定として、「講座満足度アンケート」及び「課題解決実感度（改革目標（KPI））」の双方を実施し、教育改革事業に係る改革目標（KPI）に沿った効果検証を行い、県へ報告すること。
(h) 開催期間中の事故に備え、全参加者に対してレクリエーション保険をかけること。
(i) 合宿期間中は看護師を常駐させること。また、合宿期間中は教育委員会事務局職員及び学校の教員が引率する。当該４名分の参加に係る費用についても契約額に含めること。
(j) 参加者の募集・集約及びその後の各種連絡調整は受託者が行うこととし、開催案内については県が行う。
(k) 会場における講座実施の準備、参加者受付、カリキュラムの実施、会場の片づけ及び原状回復は受託者が行うこと。
(l) 実施当日に参加者等から緊急連絡を受けることができる体制を整備しておくこと。
(m) 実施内容の記録のため、写真撮影を行うこと。撮影した写真は、県の要請に応じて提出すること。

ウ　成果発表会等の開催

デジタルプロダクト制作講座において開発したプロダクトや実践プロセスを他校の生徒及び教員等に共有するため、同講座最終日に成果発表会等を開催する。参加者が成果を発信し、他校へ波及するとともに、次年度以降実施予定であるデータサイエンス講座や課題解決型学習等の上位プログラムへの参加者の裾野拡大を図る。

(ア) 対象

（発表者）デジタルプロダクト制作講座参加生徒

（見学者）県立高校の生徒及び教職員、協力企業関係者、地域関係者、保護者等

（イ）業務内容

a　成果発表会の企画及び運営（会場設営・進行・資料作成等）を受託者が行うこと。

b　発表形式及び見学者への案内等については、県と協議の上決定すること。

c　デジタルプロダクト制作講座最終日の成果発表を３カ年の教育改革事業における初年度の成果報告の場としても位置づけ活用すること。成果発表会は、教育改革事業の熊本県内への波及を目的として、改革先導拠点及び協力校の教員、大学教員、地域関係者、保護者等が参加できるよう、対面とオンラインを組み合わせて実施すること。

d　発表会のアーカイブ配信を行うこと。また、アーカイブ動画はDVDメディアに記録して県へ納品すること。

e　発表会の記録（写真及び動画等）を行い、県の要請に応じて提出すること。

（４）大学生メンター育成

デジタルプロダクト制作講座において、高校生を指導及び伴走する大学生メンターを県内で育成する。また、本年度育成したメンターが、翌年度以降も「くまもとネットワーク」内で開催する全てのプログラムにおいて高校生を継続的に指導できる体制を整備し、県内でメンターが自律的に機能するシステムの基盤を確立する。

【実施概要】

実施形態	対面開催
対象	県内大学に在籍する学生
育成人数	20名
場所	熊本県内の施設
日程	学習プログラムの開始前に研修を完了すること。詳細は県と協議の上決定する。

ア　対象

県内大学に在籍する学生

イ　業務内容

（ア）概要

AI・デジタル学習に係る高校生の学びをサポートする大学生メンター20名を育成し、本年度はデジタルプロダクト制作講座における指導体制として活用する。また、今年度育成するメンターは、本県におけるデジタル人材育成の資産として、翌年度以降も継続的に活用することを前提とする。

（イ）要件

a　20名の大学生メンターの育成を必須とする。

b　メンター育成研修（デジタルスキル研修・ファシリテーション研修・高校

生の発達段階に応じたコミュニケーション研修等）を、デジタルプロダクト制作講座の開始前に完了すること。

c　育成研修は対面で実施すること。

d　本年度はデジタルプロダクト制作講座において、参加者５～６名につき１名程度のメンターを配置できる人数を確保すること。配置するメンターは、デジタルスキル及びファシリテーションスキルを有する者とすること。

e　受託者は、参加するメンターについて、事前の研修実施の証明や同様のプログラムでのサポート経験を複数有していること等により、必要なスキルを獲得していることを、「メンター育成完了報告書」として書面にて県に提出すること。

f　今年度育成したメンターが、令和１０年度までに実施する「くまもとネットワーク」内のプログラム及びイベントでメンターとして活動できるよう、育成する大学生は、原則として大学１年生又は２年生とし、以下の情報を網羅した名簿を作成のうえ、書面及び電子データで県に提出すること。

(a) 氏名、所属大学・学部、学年、連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(b) 習得スキル、メンターとしての指導実績、活動評価、本人コメント

g　名簿作成にあたっては、県及び県が指定する次年度受託業者への個人情報の提供及び令和１０年度までに実施する「くまもとネットワーク」内のプログラム及びイベントにおけるメンターとしての継続的な活動参加について、書面にて適切に同意を得ること。

h　育成した大学生が翌年度以降もスムーズに活動を継続できるよう、定期的な情報提供や連絡窓口の維持等、適切なフォローアップ体制を整備すること。

i　メンターの活動状況及び育成効果を定量・定性の両面から評価し、定期的に県へ報告すること。また、メンター育成研修を県担当者が見学できるようにすること。

j　次年度以降、受託業者が交代した場合でも、今年度育成された大学生を引き続きフォローできるよう、研修実績（研修プログラムの内容、使用教材、研修時間、学生ごとの育成状況等）を整理した引継書を作成し、県に提出すること。

（5）ネットワーク構築

ア　改革先導拠点及び協力校との連携

受託者は、改革先導拠点及び協力校の職員が、本事業の趣旨を理解し、主体的に参画する意識を醸成するため、契約締結後２週間以内の県が指定する期日に、本事業の趣旨、目的、各学習プログラムの内容及び年間スケジュール、各校に期待される役割等に関する事業概要説明会を開催すること。

イ　改革先導拠点及び協力校のネットワーク化

受託者は、改革先導拠点及び協力校のネットワーク化を図り、相互の情報交換を通じて双方の学校における取組の展開を促進するため、次の業務を行うこと。

（ア）Google Classroomを活用した情報共有環境を構築し、その管理及び運営を行うこと。共有・管理する情報は以下のとおりとする。

a　各講座の内容及び生徒の参加状況（所属校、生徒氏名等）

b　改革先導拠点及び協力校における探究学習の取組状況（学校名、探究テーマ等）

c　その他、県及び受託者が協議の上、必要と認める情報

（イ）改革先導拠点及び協力校の教員が参加する意見交換会を、年１回程度企画・開催すること。意見交換会の内容については県と協議の上決定すること。

（６）機器及びネットワーク環境の整備

受託者は、以下の機器を改革先導拠点及び協力校に提供し、各デジタル学習プログラムで使用できるようにすること。

ア　パソコン及び関連ソフトウエアの提供：受託者は、各業務の実施に必要なパソコン及び関連ソフトウエアを準備・提供すること。

イ　ネットワーク環境の整備：県立高校のネットワーク環境は県備品以外の機器接続ができないため、受託者はモバイルルーター等を準備し、独自にネットワーク環境を整備すること。整備にあたっては、各学習プログラム実施に支障のない通信速度・安定性を確保すること。

ウ　機器操作説明及びトラブル対応：受託者は、整備した機器の操作方法について改革先導拠点担当教員及び協力校担当教員に説明を行うとともに、機器使用中のトラブルに対応する窓口業務を担うこと。対応窓口は業務実施期間中、速やかに連絡が取れる体制を維持すること。

５　受託者の要件

受託者は、以下の要件を全て満たすものとする。

（１）一体的提供体制と授業実装支援力

教育プログラムの企画・開発から、高等学校学習指導要領を踏まえた年間指導計画への位置づけ、カリキュラム・マネジメント、教員研修を含む学校現場への実装支援までを、一貫して提供できる体制を有すること。

（２）先進技術指導力

生成AIやノーコード・ローコードツール等をはじめとする最新のデジタル技術を教育プログラムに取り入れ、プログラミング未経験の生徒でも実装物を完成させられる効果的な指導手法及び教材を有すること。

（３）メンターの確保・育成体制

デジタル技術に関するスキルに加え、ファシリテーション及び生徒の発達段階に応じたコミュニケーションスキルを備えたメンターを、事業規模に応じて安定的に確保・配置・育成できる体制を有すること。また、事業期間を通じてメンターの質を担保・向上させるための体系的な研修体制を有すること。

（４）PBL 事業実績

国・都道府県・政令指定都市等において、高校生を対象とした課題解決型デジタル教育（PBL 型学習）を企画・運営した実績を、過去 3 年以内に有すること。その際、地元企業や地域団体等と連携した実践的なプログラムの実施実績を有することが望ましい。

（５）効果検証の仕組み

本事業が定める改革目標（KPI）や実施効果について、定量・定性の両面から客観的に検証する手法（事前・事後アンケートの設計やデータ分析等）を有し、その分析結果を教育改革の PDCA サイクルに反映できる体制を構築できること。

６　成果品

本業務において受託者が作成すべき成果品は、次に掲げるとおりとする。

（１）業務完了報告書　1 部（紙媒体及び電子データ）

（２）実施報告書（実施内容、参加実績、アンケート結果及び改革目標（KPI）進捗及び改善提案等を記載）　1 部（紙媒体及び電子データ）

（３）各業務及び成果発表会の記録データ（写真・動画データ、成果発表会アーカイブ DVD）

（４）各種講座パッケージ（資料・ワークシート・教員用手引き等）

（５）事業費収支精算書　1 部（紙媒体及び電子データ）

７　納期

令和９年（２０２７年）３月３１日

８　納入場所

熊本県教育庁　県立学校教育局　高校教育課
（〒862-8609 熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号）

９　その他

（１）著作権

ア　本業務において作成された成果品（AI 講座等の講座パッケージ、ワークシート、教員用手引き、映像・写真、実施報告書等の一切を含む）の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、全て県（熊本県）に帰属する。受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。

イ　受託者が従前から権利を保有する著作物（既存の自社教材パッケージ等）を本業務の成果品に組み込む場合、当該部分の著作権は受託者に留保されるが、受託者は県及び県内学校等が本事業の目的（他校展開、二次利用、改変等含む）の範囲内で、利用（複製、公衆送信、改変等含む）することを協議のうえ定めること。

（２）損害賠償

本業務の実施に当たって、県又は第三者に損害を及ぼしたときは、県の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。

（３）秘密保持・個人情報保護

受託者は、業務上知り得た情報を機密情報として扱い、目的外使用・第三者提供を行ってはならない。個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。他者の所有権、著作権、肖像権をはじめとする権利を侵すものでないこと。

（４）写真・映像の公開

プログラム参加にあたり、参加者本人（未成年の場合は親権者）から、写真・映像の撮影・公開に関する同意を得ること。

（５）再委託

本業務の全部を第三者に委託してはならない。一部再委託を行う場合は、あらかじめ書面による県の承諾を得ること。

（６）進捗管理・協議

本業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、仕様及び作業の確認、問題点の協議・解決その他本業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、必要に応じて随時打合せを実施するものとする。

（７）積極的な提案

受託者は、その専門的な立場から、契約金額の範囲内で積極的な提案を行うこと。

（８）疑義・変更の処理

受託者は、本仕様書の疑義、変更及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は著しく変更があった場合は、県に確認を行い、信義誠実の原則に従い、両者協議の上、円満に解決を図るものとする。

（９）その他

ア　本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。

イ　その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。